

平成27年11月30日

平成26年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）

※ 平成27年9月30日の速報公表時点から、早期健全化基準、経営健全化基準以上となった地方公共団体又は会計等に異動はありません。

I. 健全化判断比率の状況

- 財政再生基準以上の団体
：北海道夕張市（25年度決算も同じ。）

【参考】財政健全化団体等の状況

- 財政再生団体：北海道夕張市（25年度決算も同じ。）
- 財政健全化団体：なし（25年度決算：青森県大鰐町）

| 団体名 | 計画期間 | 完了報告の状況 | 【参考】（注2） | |
|--------|---------------|----------|------------|--------------|
| | | | 実質公債費比率（%） | 将来負担比率（%） |
| 北海道夕張市 | 平成21年度～平成41年度 | — | 61.0(47.2) | 724.4(748.7) |
| 青森県大鰐町 | 平成21年度～平成33年度 | 完了報告（注1） | 22.4(23.8) | 256.8(277.0) |

（注1）青森県大鰐町は、平成26年度決算における健全化判断比率が早期健全化基準未達となり、今後も基準を下回る見込みとなったことから、今年度完了報告を行った。

（注2）実質公債費比率及び将来負担比率について、（ ）内は平成25年度決算に基づく数値である。

1. 実質赤字比率

- ・ 早期健全化基準以上の団体はなし（※25年度決算も同じ。）

なお、実質赤字額がある団体はなし

（※25年度決算：市区町村で2団体）

- * 実質赤字比率：福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの
- * 実質赤字比率の早期健全化基準は、市町村は財政規模に応じ11.25%～15%、道府県は3.75%、財政再生基準は、市町村は20%、道府県は5%である。なお、都の実質赤字比率の基準については、財政制度の特例に伴う計算調整がある。

2. 連結実質赤字比率

- ・ 早期健全化基準以上の団体はなし（※25年度決算も同じ。）

なお、連結実質赤字額があるのは、市区町村で1団体

（※25年度決算：市区町村で6団体）

- * 連結実質赤字比率：すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの
- * 連結実質赤字比率の早期健全化基準は、市町村は財政規模に応じ16.25%～20%、道府県は8.75%、財政再生基準は、市町村は30%、道府県は15%である。なお、都の連結実質赤字比率の基準については、財政制度の特例に伴う計算調整がある。

3. 実質公債費比率

- ・ 財政再生基準以上の団体は1団体（夕張市：61.0%）

（※25年度決算も団体は同じ。）

- ・ 都道府県の平均値は13.1%、市区町村は8.0%

（※25年度決算：都道府県平均13.5%、市区町村平均8.6%）

- * 実質公債費比率：借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの
- * 実質公債費比率の早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%である。

4. 将来負担比率

- ・ 早期健全化基準以上の団体は1団体（夕張市：724.4%）

（※25年度決算も団体は同じ。）

- ・ 都道府県の平均値は187.0%、市区町村は45.8%

（※25年度決算：都道府県平均200.7%、市区町村平均51.0%）

- * 将来負担比率：地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの
- * 将来負担比率の早期健全化基準は、市町村（政令市を除く。）は350%、都道府県及び政令市は400%である。なお、財政再生基準の設定はない。

Ⅱ. 資金不足比率の状況

- ・ 経営健全化基準以上の公営企業会計は 13 会計（※ 25 年度決算：18 会計）
 - * 13 会計の内訳：交通事業2会計、病院事業2会計、市場事業1会計、宅地造成事業3会計、観光施設事業4会計、その他事業1会計
- ・ 資金不足額がある公営企業会計は 58 会計（※ 25 年度決算：60 会計）
 - * 資金不足比率：公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの
 - * 資金不足比率の経営健全化基準は 20% である。

※ 健全化判断比率及び資金不足比率に関する解説については、「制度解説」(P. 9) 及び「用語説明」(P. 14) をご覧ください。

また、団体別健全化判断比率及び資金不足比率等については「資料」をご覧ください。

(連絡先)

(健全化判断比率について)

自治財政局財務調査課 桑原財政健全化専門官、岡本係長

電話：(代表)03-5253-5111 (直通)03-5253-5649

FAX：03-5253-5650

(資金不足比率について)

自治財政局公営企業課 藤原理事官、宮本事務官

電話：(代表)03-5253-5111 (直通)03-5253-5634

FAX：03-5253-5640

E-mail：kenzenkahou@soumu.go.jp (各担当共通)

【参考】早期健全化基準又は経営健全化基準以上である団体又は会計の状況

1. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数

| | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 | 合計 | 合計(純計) |
|-----------------|---------|----------|------------|---------|------------|------------|
| 都道府県 (47団体) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | (25 0) | (25 0) | (25 0) | (25 0) | (25 0) | (25 0) |
| 政令市 (20団体) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | (25 0) | (25 0) | (25 0) | (25 0) | (25 0) | (25 0) |
| 市区 (793団体) | 0 | 0 | 1 (1) | 1 | 2 (1) | 1 (1) |
| | (25 0) | (25 0) | (25 1(1)) | (25 1) | (25 2(1)) | (25 1(1)) |
| 町村 (928団体) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | (25 0) | (25 0) | (25 0) | (25 0) | (25 0) | (25 0) |
| 合計 (1,788団体) | 0 | 0 | 1 (1) | 1 | 2 (1) | 1 (1) |
| | (25 0) | (25 0) | (25 1(1)) | (25 1) | (25 2(1)) | (25 1(1)) |

(注) 1. ()内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。

2. 将来負担比率には、財政再生基準はない。

2. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体名

| 健全化判断比率 | 団体名 | (参考) 早期健全化基準 H25決算 基準以上 ↓ H26決算 基準未満 | (参考) 早期健全化基準 H25決算 基準未満 ↓ H26決算 基準以上 |
|----------|----------------------------|--|--|
| 実質赤字比率 | — | — | — |
| 連結実質赤字比率 | — | — | — |
| 実質公債費比率 | 1団体 (北海道) <u>夕張市</u> | — | — |
| 将来負担比率 | 1団体 (北海道) <u>夕張市</u> | — | — |

(注) 財政再生基準以上である団体には、下線を付している。

3. 実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体の状況

- ・ 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

| | 都道府県 | 政令市 | 市区 | 町村 | 合計 |
|-----|-------------|-------------|--------------|--------------|----------------|
| 団体数 | 0/47 (0) | 0/20 (0) | 0/793 (0) | 0/928 (0) | 0/1,788 (0) |

(注) ()内の数値は、実質赤字額がある(実質赤字比率が0%超である)団体数である。

4. 連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体の状況

- ・ 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

| | 都道府県 | 政令市 | 市区 | 町村 | 合計 |
|-----|-------------|-------------|--------------|--------------|----------------|
| 団体数 | 0/47 (0) | 0/20 (0) | 0/793 (1) | 0/928 (0) | 0/1,788 (1) |

(注)1. ()内の数値は、連結実質赤字額がある(連結実質赤字比率が0%超である)団体数である。

2. 連結実質赤字額がある市区(1団体)は、北海道深川市。病院事業会計において資金不足額が生じているためである。

5. 実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体の状況

- (1) 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

| | 都道府県 | 政令市 | 市区 | 町村 | 合計 |
|-----|------|------|-------|-------|---------|
| 団体数 | 0/47 | 0/20 | 1/793 | 0/928 | 1/1,788 |

- (2) 早期健全化基準以上である団体の実質公債費比率

(単位:%)

| 都道府県名 | 市区町村名 | 実質公債費比率 |
|-------|-------|---------|
| 北海道 | 夕張市 | 61.0 |

(注) 実質公債費比率の早期健全化基準は25%であり、財政再生基準は35%である。

6. 将来負担比率が早期健全化基準以上である団体の状況

- (1) 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

| | 都道府県 | 政令市 | 市区 | 町村 | 合計 |
|-----|------|------|-------|-------|---------|
| 団体数 | 0/47 | 0/20 | 1/793 | 0/928 | 1/1,788 |

- (2) 早期健全化基準以上である団体の将来負担比率

(単位:%)

| 都道府県名 | 市区町村名 | 将来負担比率 |
|-------|-------|--------|
| 北海道 | 夕張市 | 724.4 |

(注) 将来負担比率の早期健全化基準は、都道府県・政令市が400%であり、市区町村が350%である。

7. 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

| | 都道府県 | 政令市 | 市区町村 | 一部事務組合等 | 計 |
|---------|---------|---------|-----------|---------|------------|
| 水道事業 | 0 / 25 | 0 / 19 | 0 / 1,206 | 0 / 95 | 0 / 1,345 |
| 簡易水道事業 | 0 / 1 | 0 / 5 | 0 / 781 | 0 / 4 | 0 / 791 |
| 工業用水道事業 | 0 / 41 | 0 / 9 | 0 / 96 | 0 / 9 | 0 / 155 |
| 交通事業 | 0 / 3 | 2 / 20 | 0 / 60 | 0 / 3 | 2 / 86 |
| 電気事業 | 0 / 25 | 0 / 4 | 0 / 54 | 0 / 3 | 0 / 86 |
| ガス事業 | 0 / 0 | 0 / 1 | 0 / 26 | 0 / 0 | 0 / 27 |
| 港湾整備事業 | 0 / 34 | 0 / 4 | 0 / 41 | 0 / 6 | 0 / 85 |
| 病院事業 | 0 / 39 | 0 / 14 | 2 / 468 | 0 / 79 | 2 / 600 |
| 市場事業 | 0 / 9 | 1 / 18 | 0 / 130 | 0 / 10 | 1 / 167 |
| と畜場事業 | 0 / 1 | 0 / 7 | 0 / 35 | 0 / 9 | 0 / 52 |
| 宅地造成事業 | 0 / 52 | 0 / 22 | 1 / 368 | 2 / 7 | 3 / 449 |
| 下水道事業 | 0 / 45 | 0 / 29 | 0 / 2,489 | 0 / 23 | 0 / 2,586 |
| 観光施設事業 | 0 / 5 | 0 / 4 | 4 / 262 | 0 / 0 | 4 / 271 |
| その他事業 | 0 / 14 | 0 / 0 | 1 / 73 | 0 / 36 | 1 / 123 |
| 計 | 0 / 294 | 3 / 156 | 8 / 6,089 | 2 / 284 | 13 / 6,823 |

(注)分母は事業種類別の公営企業会計数である。

8. 資金不足比率が経営健全化基準以上である団体名・公営企業会計名

| 事業名 | 都道府県名 | 市区町村等名 | |
|-----------|-------|---------------|--------------|
| 交通事業(2) | 大阪府 | 大阪市 | 自動車運送事業会計 |
| | 熊本県 | 熊本市 | 交通事業会計 |
| 病院事業(2) | 北海道 | 美唄市 | 病院事業会計 |
| | 兵庫県 | 川西市 | 病院事業会計 |
| 市場事業(1) | 大阪府 | 大阪市 | 中央卸売市場事業会計 |
| 宅地造成事業(3) | 青森県 | 青森県新産業都市建設事業団 | 桔梗野工業用地造成事業 |
| | 青森県 | 青森県新産業都市建設事業団 | 百石住宅用地造成事業 |
| | 山口県 | 下関市 | 臨海土地造成事業特別会計 |
| 観光施設事業(4) | 青森県 | 弘前市 | 岩木観光施設事業特別会計 |
| | 青森県 | 黒石市 | 温泉供給事業特別会計 |
| | 奈良県 | 宇陀市 | 保養センター事業特別会計 |
| | 高知県 | 高知市 | 国民宿舎運営事業特別会計 |
| その他事業(1) | 北海道 | 釧路市 | 釧路市設魚揚場事業会計 |

(注)資金不足比率の経営健全化基準は20%である。

(参考)

| | 経営健全化基準 H25決算基準以上→H26決算基準未満 7会計 | 経営健全化基準 H25決算基準未満→H26決算基準以上 2会計 |
|--------|---|---------------------------------------|
| 簡易水道事業 | 1会計 (青森県) 外ヶ浜町 簡易水道特別会計 | — |
| 交通事業 | 2会計 (京都府) 京都市 京都市高速鉄道事業特別会計 (鹿児島県) 三島村 船舶交通事業 | 1会計 (大阪府) 大阪市 自動車運送事業会計 |
| ガス事業 | 1会計 (山口県) 宇部市 ガス事業会計 | — |
| 病院事業 | — | 1会計 (兵庫県) 川西市 病院事業会計 |
| 下水道事業 | 1会計 (宮崎県) 串間市 公共下水道事業特別会計 | — |
| 観光施設事業 | 2会計 (兵庫県) たつの市 国民宿舎事業会計 (山口県) 美祢市 観光事業会計 | — |